

令和2年度 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 QandA

2020年7月17日

No.	分類	Q	A
1-1	事業の趣旨	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業とはどのような事業ですか。	住宅に困窮する子育て世帯や高齢者世帯等の住宅確保要配慮者の増加に対応するため、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の整備に係る事業を公募し、整備に要する費用の一部を補助するものです。
1-2	事業の趣旨	今年度の予算枠に達した場合は受付が終わるのでしょうか。	申請が予算に達した時点で受付は終了します。なお、予算額を上回ることが見込まれる場合、速やかに対応方針を決定し、事務局ホームページにてお知らせいたします。
1-3	事業の趣旨	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業は、「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」、「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」とは、別の事業ですか。	別の事業であり、要件等も異なりますので、補助申請をご検討の際は、注意してください。尚、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業、住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の補助事業は終了しております。
1-4	事業の趣旨	申請要領に記載されている法律や施行令、省令などはどこから確認できるのでしょうか。	事務局のホームページからダウンロードして確認頂くことが可能です。
2-1	登録時	住宅確保要配慮者専用の住宅として、登録したいのですが、相談先を教えてください。	住宅の所在地の都道府県又は市町村が登録主体となります。セーフティネット住宅の情報提供システムに都道府県又は市町村の登録窓口が掲載されていますのでご確認ください。登録に関するご質問は、都道府県又は市町村の登録窓口にご確認ください。 (http://www.safetynet-jutaku.jp)
2-2	登録時	専用住宅として10年以上登録することを、どのように確認されるのですか。また、10年未満で譲渡等の処分を行う場合は、どのような手続きをしたら良いですか。	本事業の事務局から、年度毎に入居状況等に関して定期報告頂くためのお知らせが届きます。そのお知らせをもとに定期報告をお願いします。10年未満で処分を行う場合は、定期報告時期とは異なる時期であっても、本事業の事務局へご報告をお願いします。また、譲渡等の処分に伴う登録に関する手続きについては、登録した都道府県等にご相談ください。
2-3	登録時	平成28年度まで実施されていた、あんしん居住推進事業の登録制度は今回の住宅セーフティネット制度の実施後も残るのでしょうか。	あんしん居住推進事業による補助を受けた住宅については、事業完了後10年間以上、その事業の対象となる入居者へ賃貸して頂く必要があります。なお、あんしん居住推進事業で登録されている住宅について、今回の住宅セーフティネット制度に基づく住宅としてあわせて登録することは可能です。
2-4	登録時(耐震改修工事)	登録住宅への改修費補助は「原則として補助金申請前に登録を受けること」とありますが、耐震改修工事が必要な場合は、事前に登録できないのでしょうか。どうすればよいのでしょうか。	耐震改修実施計画をもって住宅の登録申請を行い、登録を受けることが可能です。その後、補助金交付申請を行い、交付決定の後、耐震改修工事を実施される流れとなります。
3-1	入居対象者	本事業により整備された住宅は、どのような世帯が入居可能ですか。	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として、都道府県等に登録する際に定めた入居者の属性の住宅確保要配慮者の世帯が入居可能です。
3-2	入居対象者	対象となる世帯が入居したかどうかは、どのように調べられるのですか。報告等が必要なのでしょうか。	本事業の事務局に、どのような世帯が入居されているか報告頂く必要があります。原則、年1度の定期報告にてご報告いただきます。報告の方法等については、事務局よりお知らせします。
3-3	入居対象者	都道府県等に登録した住宅確保要配慮者以外の方に入居頂く事はできますか。	専用賃貸住宅として登録された場合、住宅確保要配慮者以外の方に入居頂くことはできません。
3-4	入居対象者	国の直接補助について、都道府県等が定める供給促進計画において住宅確保要配慮者の範囲が広がれば、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業の対象になるのでしょうか。	対象となります。地方公共団体が供給促進計画において、住宅確保要配慮者として定めた場合、本補助事業の対象となります。
3-5	入居対象者	一定期間置いても入居者が集まらなかった場合、専用住宅を一般の人に貸してもいいですか。	本補助事業は住宅確保要配慮者専用住宅として10年以上登録した状態を継続することを要件としているため、住宅確保要配慮者以外の者を入居させることはできません。ただし、対象とする要配慮者の登録範囲変更や、登録範囲を広げて頂くことは可能です。
3-6	入居対象者	入居対象者に学生を含めたいのですが、学生は何れの要配慮者の属性に含まれますか。	都道府県等が「賃貸住宅供給促進計画」において学生を要配慮者として定めている場合や、定めていない場合でも低額所得者等の属性に該当する場合、要配慮者に含まれます。詳細については、都道府県等の登録主体にご確認ください。
3-7	入居対象者	入居対象者に外国人の技能実習生を含めたいのですが、外国人の技能実習生は何れの要配慮者の属性に含まれますか。	都外国人については要配慮者に含まれます。詳細については、都道府県等の登録主体にご確認ください。
3-8	入居対象者	子どもを養育している世帯について、子どもが遠隔地に居住して同居していない親のみでも入居が可能ですでしょうか。	子どもを養育している世帯は、「少なくとも入居時において、親子が同居している」必要があります。
3-9	入居対象者(変更)	入居時には要配慮者として登録した対象者であった方が、何らかの理由で、対象者でなくなった場合は、退去して頂かないといけないのでしょうか。	入居時には要配慮者である必要があります。その後は、定期報告等で入居者をご報告頂きますが、入居時に要配慮者であった方ご本人が入居後に対象者でなくなったことを理由に、退去頂く必要はありません。当初の入居者が退去した後に新たに入居する方の属性は、登録された入居対象者の範囲内である必要があります。
3-10	入居対象者	専用住宅の住戸に、旅館業法や住宅宿泊業法(民泊新法)を活用することは、可能ですか。	旅館業法や住宅宿泊業法(民泊新法)を活用することは、できません。
4-1	家賃	入居者の家賃の上限額は物件の広さによって変わるものなのでしょうか。	物件の広さによらず一律です。ただし、令和元年度より、住戸床面積が75㎡以上の一戸建て・長屋建てについては、家賃上限額を従前の1.5倍とすることができます。

令和2年度 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 QandA

2020年7月17日

No.	分類	Q	A
4-2	家賃	市町村立地係数や、家賃上限額はどのように確認したらよいですか。	交付申請要領別紙1に市町村立地係数が、別紙2に家賃上限額が記載されていますのでご確認ください。 家賃上限額（別紙2）に記載の無い地域については、交付申請要領4ページの家賃上限額の計算式をもとに家賃上限額を算出してください。算出した上限家賃は10円以下を切り捨ててください。
4-3	家賃 (シェアハウス)	国による直接補助の上限家賃額について、共同居住型の住宅（シェアハウス）の場合はどのように考えればよいでしょうか。	共同居住型ではない住宅と同様となります。
5-1	補助要件	公営住宅や公社住宅は、本事業の補助の対象となりますか。	公営住宅や公社住宅、UR（都市再生機構）住宅、地方公共団体が要する費用の一部を負担する賃貸住宅は、公的賃貸住宅であるため対象となりません。
5-2	補助要件	「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」、「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」で補助金を受けた住戸を、今回の補助制度を利用して改修したいのですが、可能でしょうか。	過去に、補助を受けた住戸は補助対象となりませんが、補助を受けていない住戸は補助対象となる可能性があります。具体的な住宅について詳細を確認したい場合は、事務局へご相談ください。
5-3	補助要件	「地方公共団体の空家等対策計画、供給促進計画、地域住宅計画において、空家の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への有効活用等の促進が位置付けられていること」は、どのようにして調べることができるのでしょうか。	登録申請を検討している住宅の所在地の都道府県又は市区町村にお問い合わせください。都道府県等の窓口は、セーフティネット住宅情報提供システムのホームページにおいて掲載されています。 http://www.safetynet-jutaku.jp
5-4	補助要件	地方公共団体が居住支援協議会等と連携に係る取組を行っていることが補助要件となっているが、取組を行っていることをどのように確認すればよいでしょうか。	特に資料の提出は不要ですが、必要に応じて、資料等を求める場合があります。なお、事務局から居住支援協議会・居住支援法輪へ情報提供を行います。
5-5	補助要件 (他補助)	他の耐震補助（社会資本整備交付金）や空家のリフォーム補助との併用は可能でしょうか。	原則として、他の補助金に、国費が含まれている場合は、併用できません。ただし、他の補助による工事を、工事請負契約から工事に至るまで明確に切り分けることができる場合は、補助対象とすることが可能な場合があります。他の補助を併用する場合は、設計の段階から詳細についてご相談ください。
5-6	補助要件	改修工事前に自ら居住していた住宅を改修して、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として貸し出す場合は対象となりますか。	改修工事前に自ら居住していた住宅でも対象となります。
5-7	補助要件	従前、店舗や事務所等として使われていた部分を改修工事で住戸に変更する場合は、補助対象となりますか。	従前が住戸でないものを住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の住戸に改修する工事も補助対象となります。
6-1	申請者	交付申請をしたいのですが、交付申請は、どのような者が行うのですか。	交付申請者は、「原則、専用住宅に係る改修工事等の発注者かつ登録事業者」に限られます。
6-2	申請者	住宅の改修工事を行う施工者、設計を行う設計者が事業者として申請することは可能でしょうか？	施工者や設計者が改修工事発注者で、住宅確保要配慮者専用住宅の所有者または賃貸人である場合は、申請者となる可能性があります。ただし、その場合は補助対象事業費の算定等について留意事項がありますので、事務局と事前審査を十分に行ってください。
6-3	申請者	「共同して事業を行う場合で工事発注者が複数いる場合」とはどのような場合ですか。	専用住宅の所有者が複数いる場合や、所有者と所有者ではない賃貸人が共同で補助事業を行う場合が想定されます。ここに想定されていない関係性においても、補助申請上は共同事業として扱われる場合がありますので、ご留意ください。共同事業における規約の内容については、交付申請の事前審査の手続きの中でお問合せください。
6-4	申請者	法人を設立し、法人が工事の発注者となる予定です。法人の設立前に交付申請を行うことは可能でしょうか。	法人設立後に交付申請してください。交付申請時に、法人としての登記書類の提出が必要です。
6-5	申請者	建物を取得して改修工事を行う場合、交付申請は取得後に行うのでしょうか。	建物を取得して交付申請を行う場合は、取得後に、建物所有者として交付申請を行ってください。
7-1	申請 (棟ごと)	「補助金の交付申請を、専用住宅として登録された建築物単位で行ってください」とありますが、どのような意味でしょうか。	登録した建物単位で申請してください。 例えば、ひとつの建物（Aアパート）内に101～105号室の住戸があり、101～105号室を専用住宅として登録し、改修工事の補助申請を行う場合、一度の申請において、Aアパート101～105号室の改修工事をまとめて交付申請し、各住戸ごとには申請しないで頂きたい、ということの意味しています。
7-2	申請 (金融機関の融資)	金融機関の融資を受ける場合に提出する融資の内諾を証する書面について、何か様式等がありますか。	事務局から指定する様式はありません。金融機関が発行する書面を提出してください。
7-3	申請 (金融機関の融資)	融資の内諾を得て交付申請書に記入した金融機関を交付決定後に別の金融機関に変更することは可能ですか。	事業に支障をきたさないのであれば金融機関の変更は可能です。変更内容を事務局にご報告ください。
7-4	申請 (関係会社)	関係会社等から調達を行う場合に3者以上からの見積りの結果を提出することが必要とありますが、関係会社とはどのような会社ですか。	関係会社等とは、100%同一の資本に属するグループ企業等、交付申請要領9ページに記載がありますのでご確認ください。

令和2年度 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 QandA

2020年7月17日

No.	分類	Q	A
7-5	申請 (関係会社)	関係会社等から調達を行う場合とは、どのような場合ですか。	関係会社等に、調査設計計画や工事を発注する予定である場合を想定しています。
7-6	申請 (関係会社)	見積者が、関係会社等に該当するか否かを、どのように調べたらよいですか。また、申請時にどのように確認されるのですか。	申請者様において、該当するか否か及びその確認方法をご検討頂き、ご確認ください。申請時には、見積者が関係会社か否かについてご申告をお願いします。
7-7	申請 (消費税)	補助金の額は、対象となる工事費から消費税を除いて交付申請が必要とのことですが工事の発注予定先からの見積を、消費税抜きで作成する必要がありますか。	調査設計計画（インスペクション含む）や改修工事費等の見積書は、消費税抜きの額がわかる様に作成したものを提出してください。
7-8	申請 (登録との関係)	住宅確保要配慮者専用住宅の登録前に交付申請を行うことは可能でしょうか。または登録申請中に交付申請の事前審査を行うことは可能でしょうか。	改修工事の交付申請を行う場合は、住宅の登録後に行ってください。事前審査については、必要書類が整っている場合は、登録申請中に行うことができます。
7-9	申請 (インスペクション調査設計計画・改修工事)	インスペクション等と調査設計計画は、改修工事の交付申請とは別に交付申請をする必要があるとのことですが、契約については、どのようにしたらよいでしょうか。	調査設計計画（インスペクション含む）の交付申請は、改修工事の交付申請とは別に交付申請して頂く必要があります。交付申請が別々となるので、調査設計計画と、改修工事の発注先が同じであっても、各々個別に契約を締結して頂く必要があります。
7-10	申請 (インスペクション・調査設計計画)	調査設計計画（インスペクション含む）のみを、補助申請することは可能ですか。	調査設計計画（インスペクション含む）のみを補助申請することはできません。必ず、改修工事の交付申請も行ってください。調査設計計画（インスペクション含む）を交付申請し、改修工事を行わない場合、すでに支払われた調査設計計画補助金の返還が求められます。
7-11	申請 (インスペクション・調査設計計画)	「平成25年6月国土交通省既存住宅インスペクション・ガイドライン」を入手したいのですが、どこから入手できますか。	国土交通省のホームページよりダウンロードが可能です。 (http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000464.html)
7-12	申請 (建築士の確認)	改修工事の補助申請時に、建築士の確認が必要ですが、どのような建築士にお願いしたら良いですか。	建築士の確認は、補助申請する建物の規模、用途等に応じて異なります。具体的には、改修工事において確認申請ありの場合、当該工事の設計・工事監理ができる建築士資格が必要となり、確認申請なしの場合、当該建物を新築する場合の設計・工事監理ができる建築士資格が必要となります。
7-13	申請 (建築士の確認)	調査設計計画について補助申請を行った場合、調査設計契約に関して設計契約を締結した建築士事務所の建築士と、改修工事の補助申請における確認を行う建築士は、同じ建築士事務所の建築士である必要がありますか。また、同じ建築士である必要がありますか。	本補助では特に限定していません。
7-14	申請 (審査・相談)	申請について、事務局に行って直接相談することはできますか。	申請相談会を開催しています。相談会では、「事業の説明や、お持ちの建物に関する悩みごとの相談から、具体的な申請についての説明」など、きめ細かく対応しています。事前に申し込みが必要なので、HPを参照してください。(http://snj-sw.jp/)
7-15	申請 (審査)	審査の方法は、事前に図面審査が行われるのでしょうか。工事後の現地検査はあるのでしょうか。	交付申請及び完了実績報告における審査は、書類・図面による審査が基本ですが、必要に応じて住戸や書類原本について現地検査を実施する場合があります。
7-16	申請 (審査・変更)	事前審査中に予定する工事内容に変更が生じた場合、変更を受け付けて頂けるのでしょうか。また交付申請中に変更が生じた場合は、変更を受け付けて頂けるのでしょうか。(追加)	事前審査中に変更が生じた場合は、事前審査を中止し、工事内容が確定した後に事前審査を再開してください。交付申請中に変更が生じた場合は、早急に交付事務局にご連絡いただき、その後の対応について事務局にご相談ください。
7-17	申請 (郵送)	郵送では時間がかかるので、急ぐ場合は申請書類を事務局に持参してもよろしいでしょうか。	交付申請要領にも記載している通り、事務局では書類の持参を受け付けておりません。時間の余裕を持って申請書類を作成してください。
7-18	申請 (完了後)	改修し、完了実績報告を提出した後、入居者が入居するまでの期間について、定めはありますか。	定めはありません。
7-19	申請 (完了後)	住宅確保要配慮者が入居した後に住宅改修申請を行う事は可能でしょうか。	可能です。
8-1	補助額	補助額が、専用住宅の整備に係る改修工事に要する費用の1/3以内の額（補助限度額50万円/戸）とありますが、改修する賃貸アパートの全ての住戸数×50万円が補助限度額になるのでしょうか。それとも登録を行う住戸数×50万円が補助限度額となるのでしょうか。	専用住宅として登録された補助対象となる改修工事を行う住戸数×50万円が補助限度額となります。改修工事に要する費用の1/3と、登録を行い補助対象となる住戸数×50万円（工事内容によっては100万円）を比較し、少ない方の金額が補助額となります。
8-2	補助額 (国の直接補助、地方公共団体による補助)	国による直接補助の場合、補助限度額は50万円/戸、国と地方公共団体による補助の場合、限度額は国50万円＋地方50万円です。国と地方公共団体による補助は、国50万円＋地方50万円という考え方になりますか。	そのとおりです。

令和2年度 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 QandA

2020年7月17日

No.	分類	Q	A
8-3	補助額 (国の直接補助)	国による直接補助について、共用部分改修工事費の補助額算定方法は、対象工事費×1/3×空家数/総戸数と考えてよいでしょうか。	共用部分改修工事費×登録住戸面積/総住戸面積×1/3となります。 (計算例) 登録住宅：2戸で50㎡(25㎡×2) 登録しない住宅：2戸で50㎡(25㎡×2) 住戸部分の補助対象工事費300万円 共用部分の補助対象工事費180万円 ①工事費による計算 住戸部分：工事費300万円×1/3=100万円(A) 共用部分：工事費180万円×50㎡/100㎡×1/3=30万円(B) A+B=130万円(①) ②戸当たり上限額による計算 上限額：住戸100万円×2戸=200万円(②) ③補助額の計算 補助額：130万円(①と②を比較して少ない額)
8-4	補助額 (シェアハウス)	共同居住型の住宅(シェアハウス)の改修費補助の場合、改修する共同居住型の住宅内の住戸数×50万円が国の補助の上限額となるのでしょうか。	そのとおりです。なお、共同居住用住宅に用途変更するための改修工事の場合、改修する住戸数×100万円が補助の上限となります。
9-1	補助対象工事 (共用部)	登録する専用住宅の住戸が、登録要件を満たしており、住戸専用部について特に改修工事はいりません。共用部の共用廊下の手すり設置等について、工事を行うのですが、補助を申請することは出来ますか。	共用部分の改修工事についても補助申請が可能です。補助対象となる範囲については、個別の申請内容をもとに判断されます。
9-2	補助対象工事 (共用部)	共用部分における改修工事はどのような工事が対象になるのでしょうか。	共用部分の廊下、階段に手すりを設置する工事や昇降設備を設置する工事や耐震改修工事、防火・消火対策工事など補助対象工事として認められている工事を行うものを想定しています。
9-3	補助対象工事 (バリアフリー工事)	補助対象工事に、バリアフリー改修工事内容(詳細)別紙3、とありますが、別紙はどのように確認できますか。	本事業のホームページ、 http://snj-sw.jp/ の交付申請書等のダウンロードのページからダウンロードしてご確認ください。
9-4	補助対象工事 (バリアフリー工事)	計画しているバリアフリー改修工事が、別紙3に見当たりませんが、その場合はその改修工事は補助対象にならないのでしょうか。	一般にバリアフリー改修工事と解される工事であっても、別紙3に該当しない内容は、補助対象のバリアフリー改修工事には該当しません。
9-5	補助対象工事 (耐震改修工事)	どのような耐震改修工事が、補助対象となるのでしょうか。	交付申請要領11ページ表2に、耐震改修工事として補助対象となるものの内容が記載されています。S.56.5.31以前に着工した旧耐震の建築物において、所要の耐震性能を確保するために行う改修工事が補助対象となります。
9-6	補助対象工事 (共同居住用住居に用途変更するための工事)	共同居住用住居に用途変更するための改修工事は、どのような工事が補助対象となるのでしょうか。	交付申請要領11ページ表3に、用途変更に伴う法令適合のために必要となる改修工事として補助対象となるものの内容が記載されていますのでご確認ください。
9-7	補助対象工事 (共同居住用住居に用途変更するための工事)	共同居住用住居に用途変更するための改修工事は、建築基準法の用途変更に該当する場合のみが対象となるのでしょうか。	建築基準法の用途変更に関わらず、改修後の用途を共同居住型住戸(シェアハウス)にするために必要な工事は補助対象となります。詳細については、図面や見積書(内訳明細書)を添えてご相談ください。
9-8	補助対象工事 (間取り変更工事)	間取り変更工事とはどのような工事が対象になるのでしょうか。	間仕切りや界壁の敷設や撤去等の工事のほか、それらの工事に伴う住宅設備や収納設備の設置工事や撤去工事が対象となります。床仕上げ変更による和室の洋室化や、変更建具等による簡易間仕切りの撤去だけでは、間取り変更となりません。
9-9	補助対象工事 (居住のために最低限必要と認められた工事)	居住のために最低限必要と認められた工事とは、どのような工事が対象となるのでしょうか。	「平成25年6月国土交通省既存住宅インスペクション・ガイドライン」をもとに調査・検査を行い作成された報告書において、構造、防水等について、居住のために補修・改修が必要である旨の指摘を受けた工事が対象となります。
9-10	補助対象工事 (居住のために最低限必要と認められた工事)	従前用途が賃貸住宅だったものは、補助対象とならないのでしょうか。	従前賃貸住宅であったものは「居住のために最低限必要と認められた工事」の補助対象となりません。バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用住居に用途変更するための改修工事、間取り変更工事、居住支援協議会が必要と認める改修工事、またそれらに係る調査設計計画費(インスペクションを含む)は、従前が賃貸住宅であっても、補助対象となります。
9-11	補助対象工事 (居住のために最低限必要と認められた工事)	福利厚生の一環として社員に提供していた寮や社宅は「居住のために最低限必要と認められた工事」として補助対象となりますか。	補助対象となりますが、実態として従前賃貸住宅に該当しないことを確認いたしますので、個別にご相談ください。
9-12	補助対象工事 (居住のために最低限必要と認められた工事)	「居住のために最低限必要と認められた工事」(ト)について、「従前賃貸住宅は対象とならない。また一定期間(3カ月程度)以上空き家であった場合に対象となる」とあるが、従前賃貸住宅でも3カ月空き家であれば対象となるか。	従前が賃貸住宅であったものは、空き家期間に関わらず補助の対象となりません。
9-13	補助対象工事 (居住のために最低限必要と認められた工事)	改修工事の交付申請のみを行い、居住のために最低限必要と認められた工事を含んで申請したいと考えています。その場合は、インスペクション等で指摘されたことをどのように示したら良いですか。	改修工事の交付申請時に、専門家によるインスペクション等の報告書を添付し、申請書及び添付図面内で、指摘を受けて行う工事内容を示してください。
9-14	補助対象工事 (居住のために最低限必要と認められた工事)	インスペクションで指摘される改修工事は例えばどういったものが考えられますか。	構造耐力上の安全性、雨漏り・水漏れ、設備配管劣化等が挙げられます。国土交通省では、「既存住宅インスペクション・ガイドライン」を公表していますので、そちらもご参照ください。本ガイドラインについては、国土交通省のホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000464.html からご確認ください。

令和2年度 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 QandA

2020年7月17日

No.	分類	Q	A
9-15	補助対象工事 (居住のために最低限必要と認められた工事)	居住のために最低限必要と認められた工事において、一定期間(3か月以上)賃貸住宅として使用されておらず、かつ空家であったものをインスペクション等を行う者により確認する必要がある、と記載されていますが、このインスペクションを行う者にはどのような資格が必要ですか。建築士であることが必要ですか。	「平成25年6月国土交通省既存住宅インスペクション・ガイドライン」をもとに調査・検査を行う建築士や施工管理技士である必要があります。交付申請において、インスペクションを行う者としての登録や資格をご記入頂きます。
9-16	補助対象工事 (居住のために最低限必要と認められた工事)	「専門家によるインスペクション等」とありますが、専門家と締結する契約の名称が、「インスペクション」ではなく、「既存住宅調査」や「既存住宅検査」等、他の名称でも良いのでしょうか。	インスペクションという名称でなくても同様の調査が行われるものを含みます。
9-17	補助対象工事 (居住のために最低限必要と認められた工事)	インスペクション費用、改修工事費用の妥当性については、どのように判断されるのでしょうか。何かを参考に判断されるのでしょうか。	居住のために最低限必要と認められた工事については、国土交通省で定めている「既存住宅インスペクション・ガイドライン」と同様に、専門家によるインスペクション等により、構造・防水等において改修が必要と指摘を受けた工事が基本的に対象となります。専門家により必要であると判断された工事が対象となります。居住支援協議会等が必要と認める改修工事に含まれない内容は補助対象となりません。なお、費用の妥当性や、詳細については補助申請において個別に判断されます。
9-18	補助対象工事 (居住のために最低限必要と認められた工事)	インスペクション実施者は改修を行う事業者に属する者でもよいのでしょうか。	所属は問いません。
9-19	補助対象工事 (居住支援協議会が必要と認める改修工事)	居住支援協議会等が必要と認める改修工事について、どのような工事が対象となるのでしょうか。	各居住支援協議会の補助対象工事の内容については、事務局のホームページ http://snj-sw.jp/ で公開しております。
9-20	補助対象工事 (居住支援協議会が必要と認める改修工事)	居住支援協議会等が必要と認める改修工事は、事前に居住支援協議会に審査してもらう必要があるのでしょうか。	居住支援協議会に審査をしてもらう必要はありません。審査は補助金交付申請において事務局が行うものであり、居住支援協議会が行うものではありません。
9-21	補助対象工事 (内装材の不燃化工事)	内装材の不燃化工事について、どのような工事が対象となるのでしょうか。	居室等及び通路・階段等の壁・天井材を建築基準法の内装制限に適合させる内装工事(現況の内装制限適合・不適合を問わず)が対象になります。階数や規模等により難燃材料、準不燃材料、不燃材料の制限がありますが基準以上であれば対象になります。
9-22	補助対象工事 (対象区分と補助上限)	補助対象区分のうち(ホ)防火・消火対策工事と(ハ)子育て世帯対応改修工事の補助対象項目で(チ)居住支援協議会等が必要と認める改修工事と重複している項目がありますが、どちらの補助上限が適用されるのでしょうか。	(チ)居住支援協議会等が必要と認める改修工事は都道府県により対象が選択されておりましたが、今年度からその大部分の項目が補助対象工事とされており、重複する項目の補助上限は(ホ)と(チ)の上限100万円が適用され、(チ)のみの対象項目の上限は50万になります。
10-1	補助金 (流れ)	改修工事の補助金はどのタイミングで支給されるのでしょうか。	改修工事完了後、工事業者等へ工事請負代金が全額支払われた後に、事務局へ完了実績報告書を提出していただきます。審査の結果、不備等がなければ補助金の額の確定を行い、申請者へ支払われます。
10-2	補助金	所得者や賃貸人において、専用賃貸住宅の登録内容及び補助金申請内容に関する不正があったことが発覚した場合、補助金の返還請求が行われるのでしょうか。	補助金の返還を求めます。
11-1	事業の工程 (着工の定義)	改修工事の補助申請における工事着工の定義を教えてください。	原則、解体工事への着手が着工となります。ただし、解体工事がない場合は、個別の工事内容をもとに判断しますのでご相談ください。
11-2	事業着手 (工事に着手していないことの証明と報告)	交付決定日以降に工事に着手したこと、交付決定日前に工事に着手していないことを、どのように報告したらよいですか。	交付決定日までに工事着手していないことを証するものとして、改修工事場所で当日の新聞等を持って撮影した写真を提出してください。新聞等の日付と改修場所がわかるような構図の写真としてください。
11-3	事業着手 (工事に着手したことの報告)	令和2年度に交付決定を受けた改修工事に、令和2年度中に着工したことをどのように報告したらよいですか。	年度内に工事に着手したことを証するものとして、上記と同様の方法で撮影した写真を提出してください。
11-3	補助期間	補助事業の交付申請が可能な期間を教えてください。	令和2年度の本補助事業は、交付申請要領に記載がある通りですが、この期限は、事前審査が終了した後の正式な交付申請書を郵送頂く期限です。遅くとも、この1ヶ月以上前からメールによる事前審査を開始してください。HPの交付申請の流れを参照ください。
11-4	事業完了後 (定期報告)	定期報告とはどのようなものですか。	事業完了後に、原則、年に1度、入居状況等の報告をいただくものです。事務局より、定期報告担当者に入居状況等の確認書類を送りますので、記入のうえ返送ください。提出されない場合や記入内容の不備については、重ねて照会させていただきます。ご協力いただけない場合は、当該補助金の返還を求める場合があります。